

北海道科学大学医務室規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学（以下「本学」という。）保健管理センター（以下「センター」という。）規程第7条に基づき、医務室の運営について必要な事項を定める。

(職員)

第2条 医務室に、次の職員を置く。

- (1) 医務室長
- (2) 学校医
- (3) 保健師

2 必要と認めた場合、医務室に非常勤職員を置くことができる。

(医務室長)

第3条 医務室長は、保健管理センター長をもってあてる。

2 医務室長は、医務室業務の全般を統括する。

(取扱事項)

第4条 医務室は、次の事項をつかさどる。

- (1) 定期及び臨時の健康診断実施に関すること
- (2) 健康相談及び指導に関すること
- (3) 学内の環境衛生についての指導に関すること
- (4) 感染症の予防についての指導に関すること
- (5) 学生及び教職員に関する保健管理情報の管理・取扱に関すること
- (6) 保健管理に関する研究・調査に関すること
- (7) 保健管理に必要な資料を整備すること
- (8) 応急処置の実施に関すること
- (9) その他、保健管理に必要な事項

(秘密保持)

第5条 保健管理業務に当たる者は、個人の秘密を厳守しなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、保健管理センターの議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、昭和54年10月1日から施行する。

教職員に係る保健管理業務については、本規程を準用する。ただし、その場合は保健室長を事務局長に、所属については総務課にそれぞれ読みかえるものとする。

- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

この規程の改正により、昭和54年10月1日施行の附則については、これを廃止する。